

京都市告示第510号

京都市梅小路公園条例施行規則第2条の規定に基づき、「市電ひろば内店舗」を供用しない日について、次のとおり臨時変更する。

平成29年12月26日

京都市長 門川 大作

区分	期間	供用しない日	
市電ひろば内店舗	平成29年12月28日(木)から同月31日(日)まで及び平成30年1月1日(月)から同月4日(木)まで	変更後	①市電ショップ:1月1日及び12月31日 ②市電カフェ :1月1日から同月2日まで及び12月30日から同月31日まで
		現 行	1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

(南部みどり管理事務所)